

議案第 8 号

西脇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

